子供未来局

(平成23年度)

監査結果(指摘事項)

改善措置

- 2. 保育所の運営管理
- 2-4保育料の不納欠損処理について
- (3)分納誓約書の入手について(指摘)

仙台市では、毎年約30百万円、年間の保 育料調定額の約1%の保育料が不納欠損 処理されている。不納欠損処理はほとんど が時効によるものである。

不納欠損処理されたものの中には、分納 誓約書の入手もなく、差押も実施されず、 滞納処分の執行停止のないまま5年が経 過し時効となったものがある。

不納欠損処理を減らし収納率の向上を 図るためには、時効が成立する前に滞納者 の資力を勘案しながら分納管理等の手続 を適時適切に実施して債権を回収する必 要がある。 保育料の債権回収の向上に向け、収納管理体制の強化を図り、分納誓約の徴取や差押及び滞納処分の執行停止の実施等といった滞納者の状況に合わせた取組みを実施した。併せて、収納率向上と保育料徴収について、課内及び各区職員を対象とした合同研修を実施した。

これらの取組みの結果、平成22年度は、 時効を中断させる有効な手立てが行われ ることなく不納欠損処理されたものがほ とんどであったが、分納誓約の徴取や差押 及び滞納処分の執行停止の実施等のない まま5年を経過し時効となった不納欠損 額の不納欠損総額に対する割合は、平成25 年度42.7%、平成26年度23.2%、平成27年 度は7.6%と年々逓減した。また、平成22 年度に91.0%であった収納率は、平成27年 度には94.8%に向上した。

※債権回収の向上に向けた取組み 平成23年度

過年度分滞納整理事務を区から保育 課(現:認定給付課)に移管

国税OB等を嘱託職員として採用 平成25年度

コールセンターによる催告を開始 平成26年度

ペイジーロ座振替受付サービスを開始

※合同研修実施日(平成24年5月28日、平成25年5月29日、平成26年5月22日、平成27年6月17日、平成28年5月13日)